

上場手数料等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場手数料)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 株券の上場手数料については、前2項に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)～(3)の2 (略)</p> <p>(4) 発行済株式のうち上場に適さない株式として上場されていなかった株式が上場されることとなった場合の上場手数料については、<u>次のa又はbに掲げる場合の区分に応じ、当該a又はbに定めるところによる。</u></p> <p>a <u>上場に際して自己株式として取得される場合</u>  <u>上場に際して取得した自己株式の処分(会社法第199条第1項に規定する募集によるものに限る。)を行う場合においては、「新規上場申請者の上場申請した株券の上場」の〔定率〕を準用する。この場合における支払期日は、当該自己株式の処分に係る払込期日又は払込期間の最終日の属する月の翌月末日までとする。</u></p> <p>b <u>前a以外の場合</u>  <u>「新規上場申請者の上場申請した株券の上場」の〔定率〕を準用する。</u></p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成23年5月25日から施行する。</p>	<p>(上場手数料)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 株券の上場手数料については、前2項に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)～(3)の2 (略)</p> <p>(4) 発行済株式のうち上場に適さない株式として上場されていなかった株式が上場されることとなった場合の上場手数料については、<u>「新規上場申請者の上場申請した株券の上場」の〔定率〕を準用するものとする。</u></p> <p>(5)～(8) (略)</p>